

2020年9月定例県議会 総括質疑

2020年10月6日

日本共産党 吉田英策県議

日本共産党の吉田英策です。通告に従い質問をさせていただきます。

1、新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルスの感染拡大が止まりません。県内では5日発表で、感染者が269人、死亡が4人と広がっています。これ以上の感染拡大を防ぐ対策が緊急に必要です。

まず、

(1) 会津医療センターのクラスター問題について

会津医療センターのクラスターは、県内初の医療機関での発生として17人の感染者が発生をいたしました。県民に大きな衝撃を与えました。7日から診療を再開します。今回の件を新型コロナ感染症対策の教訓にしなければなりません。

県は、会津医療センターで発生したクラスターについて、感染経路の調査にどのように取り組んでいるのかお尋ねします。

保健福祉部長

感染経路の調査につきましては、会津保健所を中心に、会津医療センター及び、福島県立医科大学の専門家と連携し、行動歴や濃厚接触者に関する積極的疫学調査を行ってまいりました。

吉田県議

感染拡大を防ぐためのPCR検査は、入院患者、医師、看護師、病院職員、外来患者など徹底した検査が必要ですが、

会津医療センターにおけるクラスター対策としてのPCR検査の実施状況についてお尋ねします。

保健福祉部長

PCR検査の実施人数は、委託職員を含めて病院職員618人、患者65人となっております。

吉田県議

そうしますと、683人ということになります。病院職員、入院患者、医師、看護師を含めますと、先日656人という数字をお聞きしていましたが、その差が外来患者の方クラスタ

一発生の対応として、検査は無症状者の職員、入院、外来患者、外部の方と考えてもよろしいでしょうか。

保健福祉部長

この中の職員につきましては、育休、休職等を除いたすべての職員を対象としてやっております。それと委託の職員につきましては、常駐している委託職員全員をやっているというふうにお聞きしております。

吉田県議

クラスター発生の対策として、検査は無症状者の職員、入院・外来患者全員、出入りする業者などの検査を行うべきだと考えます。全員、出入りする業者なども検査を行うべきです。

クラスターが発生した場合、PCR 検査を広く行うべきと思うが、県の考えをお尋ねします。

保健福祉部長

PCR 検査につきましては、院内において感染者と接触した方など、感染リスクの高い方を中心に必要と判断される方を広く検査対象としております。

吉田県議

会津医療センター院長は、今回の件で、重篤な患者に目が行ってしまったとお話されています。患者の PCR 検査体制の強化が必要になっています。郡山でも連日感染者が発生しており、市中感染が疑われています。感染防止のためにも、抜本的な PCR 検査の拡充が必要だと思いますが、お尋ねします。

保健福祉部長

PCR 検査体制につきましては、現在まで 800 を超える検査を準備していること、この先拡大をしていくこと、プラス身近な医療機関において抗原検査等を広くやっていくということで、地域に拡大させていくことで、こちらは動いているところでございます。

吉田県議

会津医療センターの PCR 検査は、会津地域以外に検体を運んで検査をしていますが、迅速な検査を行うためには会津地域で検査を行うことが必要だと考えます。

会津地域における PCR 検査の体制を充実させる必要があると思いますが、県の考えをお聞きします。

保健福祉部長

会津における PCR 検査につきましては、県衛生研究所及び民間検査機関へ速やかに、検体を搬送する体制を整えるとともに、医療機関に対して、検査機器の購入の支援しているところであり、今後とも迅速な検査につとめて参ります。

吉田県議

会津地域での検査体制充実という点ではいかがでしょうか。
もう一度お答えください。

保健福祉部長

検査機器を導入する地域の医療機関への支援を行うとともに、集合契約に参加いただける医療機関の増加を図り、地域の検査数を増やして参りたいと考えております。

吉田県議

(2) 情報開示の在り方について

情報不足に不安が高まっています。感染ルート、患者の行動履歴など、感染防止対策に必要な情報提供が求められます。南相馬市は、県に対して感染ルートの分析や患者の行動履歴の感染拡大防止に必要な情報の提供はほとんど実施されていないとして、情報提供の改善の要望を出しています。

県民の不安解消のため、感染経路や死亡例等の情報を積極的に県民に提供すべきと思いますけれども、県の考えをお尋ねします。

保険福祉部長

感染者の情報につきましては、感染防止対策上の必要性及び県民に与える影響等を総合的に勘案し、関係者の個人情報の保護に留意した上で提供しております。今度とも、県民が適切な感染予防対策をとれるよう、感染状況を分析し正確でわかりやすい情報提供に努めてまいります。

吉田県議

武蔵野美術大学の志田陽子教授は、雑誌で「自治体の説明や情報公開が滞ったとき社会はデマの情報を受けやすくなる。これが感染者叩きにつながりやすい」と情報発信の必要性を訴えています。積極的に情報提供すべきと思いますが、もう一度お考えをお聞かせください。

保健福祉部長

情報の提供につきましては、感染状況を分析し、個人情報と結びつけないような形で、感染の傾向等をわかりやすく提供してまいりたいと考えております。

(3) 暮らしと経済対策について

新型コロナウイルス関連の解雇・雇止めが全国で6万人を超えました。県内では9月末で1,137人で、多くが非正規雇用労働者です。急激に解雇・雇止めが増えています。働く者の雇用と暮らしを守ることは最優先課題になっています。

県労連労働相談所に、「コロナの影響で仕事がなくなり派遣会社から休めと言われた。しかし休業手当が出ない」などの相談が相次いでいます。

県は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇や雇止めの状況をどのように把握しているのかお尋ねします。

商工労働部長

県が設置している中小企業労働相談所や県内8ヶ所の就職相談窓口におけるきめ細かな相談を通して、労働者からの情報を直接収集しているほか、福島労働局や県労働委員会、県社会保険労務士会と緊密に連携しながら、解雇や雇止めの状況の把握に努めているところであります。

吉田県議

解雇や雇止めが増えているのは、雇用調整助成金などの支援が延長されたもとの、12月でこれも打ち切られるというのも一つの要因になっていると考えます。再延長を求めるべきですが、部長の考えお聞かせください。

商工労働部長

雇用調整助成金の期間につきましては、これまでも全国知事会と連携して国に要望しているところであります。

吉田県議

ぜひ期間延長を求めていただきと思います。

中小企業の経営悪化による解雇が本当に深刻になっています。川俣町では新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い業績が悪化している町内事業者の雇用の維持・確保を目的に、小規模の建設業及び製造業を対象に、1人10万円を3ヵ月間補助する制度をつくりました。

県は、中小企業への事業継続支援にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

商工労働部長

実質無利子型の融資制度を創設し、企業動向を見極めながら速やかに融資限度額を引き上げるなど、資金繰り支援の強化に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる取り組みへの助成や、消費喚起策、地域の商工会等によるきめ細かな経営相談など事業継続と雇用確保を図るための取り組みを展開しており、今後ともこれを推進してま

います。

吉田県議

私は事業者への融資ではなくて、直接支援が必要だと考えております。

働く者に対しても直接支援する仕組みが必要です。「住居確保給付金」は、自治体が家賃を支給する制度ですが、4月から7月までの全国の支給決定件数は8万5,000件余りに上っています。

県内の4月から7月までの住居確保給付金の支給件数についてお尋ねします。

保健福祉部長

4月から7月における県内の住居確保給付金の支給件数は、453件となっております。

吉田県議

件数が453件と、これは昨年同時期比では13件ですから約34倍にのぼっているという数字になります。深刻な事態が広がっていると言わざるをえません。

支給期間は原則3ヶ月、最長でも9ヶ月のため、収入が回復しないまま年末年始に支給期間が切れる恐れがあるわけです。

住居確保給付金の支給期間の延長を国に求めるべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

保健福祉部長

委員おっしゃる通り、住宅確保給付金の支給期間については、3か月の支給期間を最大2回、9か月まで延長できることとなっております。県といたしましては、今後の支給の状況や、雇用情勢、国の動向等を注視して対応して参りたいと考えております。

吉田県議

福島県は、原発、台風、コロナ禍のもとで雇用のさらなる悪化が予想されます。県独自でも、支給期間の延長、これを求めていただきたいと思います。

次に移ります。

生活や就労について、市町村と連携したワンストップの相談窓口を設置すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

保健福祉部長

生活や就労等の相談窓口につきましては、県と市において自立相談支援事業の相談窓口となる生活自立サポートセンター等を県内18か所に設置しており、市町村と連携して相談

支援を行っております。

今後とも制度のさらなる周知に努め、支援を必要とする方が利用できるように取り組んでまいります。

吉田県議

県生活と健康守る会という団体が行っている相談会、同会発行のチラシを握りしめ、「仕事がなくなり暮らしていけない。4月から収入ゼロになった」と、こうした相談者が訪れたそうであります。そして相談者に対して、生活福祉資金特例貸付の緊急小口資金を紹介したと言います。労働、くらしなどが大変になる中で総合的なワンストップの窓口が必要だと思えます。これの設置について、部長どうお考えでしょうか、お聞きします。

保健福祉部長

こうした資金を必要とされる方が、現在はコロナということで大きく出ております。ただコロナ以前にしましても、必要とされる方々が出てきているという状況もとて、窓口が必要だということで、県の方でもこういった窓口を設置してきたところでもあります。その窓口の情報がきちんと必要される人のところに届いているかどうかということで、そちらの方の広報について積極的に出していきたいと考えております。

吉田県議

自治体財政の悪化も予想されます。共同通信は、コロナ禍で市町村が「財政悪化」と報道しました。市町村は、「地域経済の停滞で税収減が予想される」としています。住民のくらしを支える施策に中止や停滞があってはなりません。

市町村に対する地方交付税が増額されるよう、国に求めるべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

総務部長

市町村に対する地方交付税につきましては、市町村、都道府県が一体となって、地方 6 団体からの要望等において、総額の確保を強く国に求めているところでありまして、引き続き、様々な機会を捉えて、国に求めて参る考えであります。

2、福島第一原発事故について

(1)「生業訴訟」仙台高裁判決について

生業裁判は、本県を中心に約 3,600 人が国、東京電力に事故責任、賠償を求めた裁判です。高裁で初めて、国に対し東京電力と同等の責任を認めました。津波襲来は予見できた、東電の報告を唯々諾々と受け入れ、規制する役割を果たさなかった、国が規制権限を行使しなかったのは違法だとしました。また、賠償も会津の人たちなど救済範囲を広げました。

9月30日の仙台高等裁判所における生業裁判判決で国の責任が認められましたが、どのように受け止めておられるのか、県の考えをお聞きします。

危機管理部長

司法による判断について、コメントすることは差し控えさせていただきます。県といたしましては、引き続き原子力規制を一元的に担ってきた国において、廃炉や福島復興・再生に最後まで責任をもって対応するよう求めて参ります。

吉田県議

判決は、国の責任を明確に認めました。賠償も全県民が対象とされました。判決を受け、県としては国の責任を明確にした対応が、様々な分野で求められると思います。もう一度、部長に、危機管理の観点、原発事故に対応するそうした部署として、お尋ねいたします。

危機管理部長

県といたしましては、引き続き、原子力規制を一元的に担ってきた国において、廃炉や福島復興・再生に最後まで責任をもって対応するよう求めて参ります。

吉田県議

(2) 東日本大震災・原子力災害伝承館について

私は先日伝承館の見学を行いました。展示物を見て、「語り部」の方の話もお聞きをいたしました。原発事故によって避難を繰り返した被災者、県民が受けた被害が小さく扱われているのではないかと感じました。

東日本大震災・原子力災害伝承館において、県民が受けた原発事故での被害や被災者が体験した避難の実相をより具体的に展示すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

文化スポーツ局長

伝承館における展示につきましては、複合災害における実物資料をはじめ、県民の皆さんが経験した避難生活や、生活環境の激変を、当時の写真や記録映像などにより、来館者が自分の事として実感できるよう、わかりやすい展示を行っているところであります。

吉田県議

展示と一緒に見た被災者の方は、「避難を何度も繰り返した。避難の実態はこんなものではなかった」と述べました。避難は、体育館へのごろ寝や冷たい食事、お年寄りには使えない和式トイレなど生きた心地はしなかったと話しています。震災関連死、そして自殺も被災3県では一番多いのです。被災者の意見を聞いて避難の実相を伝える展示にすべきで

すが、もう一度お答えください。

文化スポーツ局長

伝承館における展示につきましては、複合災害の状況、そして県民のみなさんが経験した過酷な避難生活や生活環境の激変を実物資料をはじめ、当時の写真や記録映像、解説資料、さらには証言、絵図などにより時系列にわかりやすい展示を行っているところであります。

吉田県議

事故の被害を後世に伝え、二度と起こさないために、「語り部」の方の活動は本当に大事だと思います。しかし、「語り部」に対する活動マニュアルは、「特定の団体や個人の批判は行わない」となっています。これでは、国・東電への批判や思いは語れません。また、資料も配布しない、館内の撮影も禁止、これでは実相が伝わらないのではないかと思います。

伝承館において、語り部が特定の団体、個人を批判しないとする活動マニュアルを見直すべきだと思いますが、県の考えをお聞きします。

文化スポーツ局長

語り部の活動マニュアルにつきましては、一般的な範囲で整理したものであり、地震、津波、原発事故の発生、そして現在に至るまで、語り部自らが経験した様々なできごと、その時々を思いを率直にわかりやすく来館者に伝える取組みを進めているところであります。

吉田県議

一方的といいますけれども、原発事故の被害者が、加害者の国、東電の批判を語るのは自然な事だと思います。その思いを語れなくするのがマニュアルだと思っております。「批判しない」とするこの記述は、削除するべきだと思いますけれども、もう一度お願いします。

文化スポーツ局長

伝承館における語り部活動マニュアルにつきましては、語りを基本として、来館者にわかりやすく伝える観点から、一方的な批判や誹謗中傷により、聞く人の感情を害さない、感情に配慮するという一般的な範囲として整理したものであり、その考え方を語り部のみなさんに伝えるとともに、伝承館において地震、津波、そして原発事故により経験した様々な出来事、その時々を思いを率直に語っていただく取組みを引き続き、進めて参ります。

吉田県議

特定の団体というのには、国や東電が当然含まれるわけで、一方的な批判になるのは当然のことなんです。被害者が加害者に対して思いを語れば、批判になるのは当然のことだと思います。このマニュアルはそれを禁止しているところに大きな問題があるわけです。ぜひこの記述の削除をお願いしたいと思いますがもう一度お願いします。

文化スポーツ局長

伝承館における語り部活動マニュアルにつきましては、語り部の方々が、来館者にわかりやすく伝える観点から、一般的な範囲で整理したものと考えており、今後とも、来館者にわかりやすく伝える取り組みを進めて参ります。

吉田県議

東日本大震災・原子力災害伝承館の基本理念は、「原子力災害の記録や教訓の未来への継承、福島にしかない原子力災害の経験や教訓を生かす」と書いてあります。事故原因は、安全神話の中で原発を推進し、津波対策を怠った「人災」です。

原発事故に対する国と東京電力の責任を明確にした基本認識に立ち、それによってもたらされた被害の実相について全てを伝える伝承館とすべきと思いますが、知事の考えをお聞かせください。

内堀雅雄知事

東日本大震災・原子力災害伝承館においては、東日本大震災と原子力発電所事故により、福島がどのような被害を受け、そしていかにして、復興の歩みを進めているかといった事実と経験を後世に伝えていくことが重要であります。未曾有の複合災害の記録と教訓を、国や世代を超えて継承し、復興に向かう福島の今を発信する大切な役割を果たしてまいります。

吉田県議

もう一度知事にお尋ねします。

伝承館の在り方は、事故への県の姿勢が問われるものになると思います。知事が国と東京電力に事故責任があるという明確な立場に立つてこそ、後世に生きた歴史を伝承できる、伝えることができると思います。もう一度、知事の考えをお聞かせください。

内堀雅雄知事

伝承館における展示につきましては、震災前の地域の状況において、原発と共存していたことや、地震、津波、原発事故の状況、その後の避難の状況など、複合災害に関する実物資料をはじめ、県民の皆さんが経験をされた避難生活や生活環境の激変を当時の写真や

記録映像などによりわかりやすく展示しているところでもあります。

吉田県議

(3) 汚染水の海洋放出について

県内では、汚染水の海洋放出に反対・慎重を求める意見書が約7割の42の自治体から可決されています。

宮城、茨城、千葉県からも反対の声が上がり、韓国など隣国からも懸念の声が上がっています。

市町村議会から汚染水の対応方針に係る意見書の提出が相次いでいることについて、県の考えをお聞きします。

危機管理部長

多核種除去設備で処理した処理水につきましては、これまで県内外において国による関係者からの意見を伺う場が開催されているところであります。県内の自治体や関係団体などからも様々な意見が出されているところであり処理水の取り扱いについて関心が高まっているものと受け止めております。

吉田県議

タンクにたまる汚染水の約7割が放射性物質の基準値を超えており、東電は、高濃度の処理水2,000トンをALPSで二次処理試験を行い、来年1月まで結果を出すとしています。タンクには、基準値の2万倍を超えるストロンチウムなど62種類もの放射性物質も含まれています。

汚染水の二次処理試験が行われている状況において、対応方針を決定しないように国に求めるべきと思いますが、県の考えをお聞かせください。

危機管理部長

処理水の取り扱いにつきましては、国の小委員会の提言では、環境中に放出する場合には、必要に応じて2次処理を行い、トリチウム以外の放射性物質を法令に定める基準値まで浄化することを前提としております。引き続き、小委員会の提言を踏まえ、慎重に対応方針を検討するよう求めてまいります。

吉田県議

いまだに避難者が3万7千人、故郷に帰れない人がその数倍はいると言われております。被害が継続している中で、海洋放出に反対しないのというのは異常だと思います。

風評被害は避けられません。原発事故から10年たった今でも農水産物は安く買いたたかれています。

具体的な風評対策が示されていない状況において、汚染水の対応方針を決定すべきではないと思いますが、県の考えをお聞かせください。

危機管理部長

処理水の取り扱いにつきましては、これまでも国及び東京電力において、具体的な風評対策の提示と、トリチウムに関する正確な情報発信に責任をもって取り組むよう求めてまいりました。今後とも、国に対し、慎重に対応方針を検討するよう求めて参ります。

吉田県議

何度聞いても、海洋放出に反対とは言わないわけです。試験結果が出るまで、放出すべきではないと県民の立場から言うことが、当然求められると思います。国に対してあまりにも卑屈な態度だと言わなければなりません。

水産業は、10年経っても水揚げは、事故前の14%です。来年4月の本格操業を目指していますが、放出しないことが一番の風評対策になります。海洋放出を決定すべきでない、はっきりと国と東京電力に言うべきだと思いますが、考えをお聞かせください。

危機管理部長

処理水の取り扱いにつきましては、4月に開催された関係者からの意見を伺う場に知事が出席をし、国に対し本県の農林水産業や観光業に影響を与えないよう求めたところであります。今後とも国に対し、幅広い関係者の意見を丁寧に向いながら、慎重に対応方針を検討するよう求めて参ります。

吉田県議

汚染水の海洋放出は絶対に認めるわけにはいきません。だから、汚染水については、地上でのタンク保管を継続すべきだと思います。県の考えをお聞かせください。

危機管理部長

処理水の取り扱いにつきましては、国や小委委員会においてタンク保管の継続を含む様々な処分方法や、トリチウム分離技術の現状、さらには風評被害などの社会的観点も含め、専門家による総合的な検討を行い、取りまとめられたものというところであり、引き続き、国の責任において慎重に対応方針を検討するよう求めてまいります。

3、河川整備について

昨年の台風19号で夏井川の被害は甚大なものでした。決壊した堤防の修復や河道掘削などの工事が今進められています。しかし、住民の方は、異常気象のもとで再び豪雨に見舞われるのではないかと不安を募らせています。

夏井川において、平の平窪地区など住宅が密集している区間の堤防のかさ上げを行うべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

土木部長

夏井川の住宅が密集している区間につきましては、堤防は計画に基づいた高さで整備されており、今後は河道掘削によって必要な流加能力を確保することとしております。

吉田県議

県が2002年に策定した夏井川水系河川整備計画が進んでいけば、災害を免れたのではないかと、住民の声です。

夏井川の整備が河川整備計画通りに進んでいないと思いますが、県の考えをお聞きします。

土木部長

夏井川の整備につきましては、平成14年に整備計画を策定し、改修を進めてきたところであり、今後は、新たに採択された災害復旧助成事業により、計画していた河川の改修を完了させることとしております。

吉田県議

堤防の改修については、市街地はすべての堤防の両面コンクリート張りが必要と言われております。こうした対策を求めていきたいと思っております。

同時に、この豪雨は、夏井川河川整備計画の想定を超えた災害であることは間違いありません。

令和元年東日本台風による被害を踏まえて、夏井川水系河川整備計画の見直しが必要と思っておりますが、県の考えをお聞かせ下さい。

土木部長

夏井川水系の河川整備計画につきましては、河道掘削や築堤などの改修を実施してきたところであり、現在の整備計画に基づき、引き続き早期の完了を図ってまいります。

吉田県議

県管理河川の維持管理に関する予算を増やすべきと思いますが、県の考えをお聞かせください。

土木部長

河川の維持、管理につきましては、災害に備えるために重要であることから、今年度は

前年度より予算を大幅に増額しております。

吉田県議

これで私の質問を終わります。

以上